

おくやみ
ハンドブック

茅ヶ崎市



ご遺族の方へ

ご家族・ご親族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
このたび、ご遺族の皆様が届出をしなければならない、市役所を中心とした諸手続について、ハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

茅ヶ崎市長

事前準備について

茅ヶ崎市役所にて各種手続をする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認ください。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

各種手続チェックリスト (P5～7)

該当手続の把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続ページをご覧ください。



STEP 3

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。
ご不明な点がございましたら、各問い合わせ先におたずねください。



STEP 4

ご来庁ください

このハンドブックと必要なものをご持参の上、茅ヶ崎市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方のもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表および喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できないときは、委任状が必要な場合があります。

亡くなられた方のも

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）
- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証または資格確認書等（お持ちの場合）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証または資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

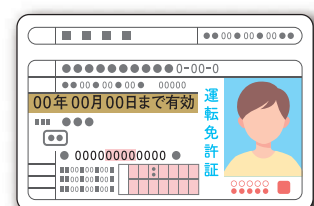
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の被保険者証または資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (35～36ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(39ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (40ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (39ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

茅ヶ崎市で必要な手続きについては8ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助になれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☒	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード、個人番号通知書・通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	P8
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P10～11
年金	☐	年金を受給していた	P12
	☐	年金を受給していなかった	
	☐	農業者年金を受給していた、農業者年金に加入していた	P13
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P14
	☐	市民税が課税されていた	P15
	☐	固定資産を持っていた	P16
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P17
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P18
	☐	65歳以上の方	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P19
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	茅ヶ崎市重度障害者福祉手当を受給していた	P20
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を受給または制度に加入していた	P21 ～22
	☐	重度障害者医療費の助成を受けていた	P22
	☐	福祉タクシー利用券が交付されていた	P23
	☐	自動車燃料費の助成を受けていた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P24
こども	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
	☐	児童手当を受給していた	P25
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	小児医療証を交付されていた	P26
	☐	ひとり親家庭等の福祉医療証を交付されていた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P27
	☐	お子さんが保育園・幼稚園に入園(申請)している	

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
上下水道	☐	①上下水道を使用していた ②下水道のみを使用していた(井戸水を利用していた)	P28
	☐	①し尿くみ取り式のトイレを使用していた ②浄化槽を使用しており、亡くなられた方が浄化槽管理者であった	
その他	☐	家財整理をしたい	P29
	☐	道路を占有していた	P30
	☐	水路用地または河川用地を占有していた	
	☐	農地を相続する	P31
	☐	市営住宅に入居していた	
	☐	犬を飼っている	P32

MEMO

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカード、個人番号通知書・通知カード、住民基本台帳カードを持っていた

手続 カードの破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知書・通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・個人番号通知書・通知カード・住民基本台帳カードは、法令上、返却する義務はございません。 亡くなられた方に関するお手続において個人番号（マイナンバー）の提示が求められる場合がありますので、しばらくの間は保管いただき、必要がなくなったら破棄してください。	— 手続可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 ☎ 0467-81-7134

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証（カード）の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、ご返却ください。	— 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0467-81-7132

2. 保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ① 保険証または資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方の国民健康保険被保険者証等は、ご返却ください。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書等（お持ちの場合）	保険年金課 保険料担当 ☎ 0467-81-7153

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続可能な人
	葬祭執行者（喪主等）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者（喪主等）の通帳（または振込先口座情報のわかるもの） ☐ 葬祭執行を証明する書類 ※喪主等の氏名、亡くなった方の氏名および葬祭日の確認ができるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等） ※葬儀を行っていない場合は、火葬等の証明	保険年金課 給付担当 ☎ 0467-81-7155

MEMO

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 保険証または資格確認書等の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証等は、ご返却ください。	約 2 週間以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書等（お持ちの場合）	保険年金課 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0467-81-7157

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続可能な人
	葬祭執行者（喪主等）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者（喪主等）の印鑑、通帳（または振込先口座情報のわかるもの）	保険年金課 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0467-81-7157
☐ 葬祭執行を証明する書類 ※喪主等の氏名、亡くなった方の氏名および葬祭日の確認ができるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等） ※葬儀を行っていない場合は、火葬等の証明	

MEMO

2. 保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ③ ①医療給付や保険料 ②送付先変更

手続詳細	期 限
①医療給付や保険料に関連する手続 生前の医療給付や保険料について、相続人代表者の手続きが必要な場合があります。 ②送付先変更の手続 後日、市から生前のご住所に保険料についての通知等を送付する場合があります。郵便物が返戻になるおそれのある方は手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人 ①相続人 ②原則として相続人
必要なもの	問い合わせ先
①手続内容によって必要なものが異なりますので、あらかじめお問い合わせください。 例：相続人の印鑑 相続人名義の通帳 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等 ②今後郵便物を受け取ってくださる方の住所氏名が確認できる本人確認書類（顔写真付きのもの1点、またはそれ以外のもの2点） 例：マイナンバーカード、運転免許証等は1点、 被保険者証または資格確認書、介護保険証等は2点	保険年金課 後期高齢者医療保険担当 ☎ 0467-81-7157

MEMO

3. 年金に関する手続

年金を受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、年金事務所または各共済組合へお問い合わせください。	速やかに
	手続可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
・ 問い合わせ先へご確認ください	藤沢年金事務所 ☎ 0466-50-1151 各共済組合

年金を受給していなかった

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものをご準備の上、年金事務所または保険年金課年金担当へお問い合わせください。 ※手続き内容によっては、年金事務所のほか各共済組合をご案内する場合があります。	速やかに
	手続可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
・ 問い合わせ先へご確認ください	藤沢年金事務所 ☎ 0466-50-1151 保険年金課 年金担当 ☎ 0467-81-7156

3. 年金に関する手続

農業者年金を受給していた、農業者年金に加入していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」をご提出ください。	10 日間以内
	手続可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、 除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 0467-81-7214

MEMO

4. 税金に関する手続

市税の納付が済んでいない

手続 ① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	収納課納税担当 ☎ 0467-81-7137

手続 ② 口座振替停止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	—
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
—	収納課総務担当 ☎ 0467-81-7138

MEMO

4. 税金に関する手続

市民税が課税されていた

手続 相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人代表者に送付させていただきます。 相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	速やかに
 【茅ヶ崎市役所 ホームページ】 (納税義務者が亡くなられたときの市民税・県民税の手続きについて)  【e-kanagawa電子申請】 (相続人代表者指定・変更届)	手続可能な人 相続人代表者または、代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 届出人が相続人代表者と異なる場合、相続人代表者からの委任状と届出人の本人確認書類が必要	市民税課 ☎ 0467-81-7139

MEMO

固定資産を持っていた

手続 現所有者申告書の提出

手続詳細	期 限
相続登記が完了するまでの間は、法定相続人全員が連帯納税義務者となり納税義務を負います。この場合、法定相続人の持ち分に応じて納税通知書を分けてお送りすることができませんので、代表者を決めていただき納税通知書を受け取っていただきます。	現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで
	手続可能な人 亡くなられた方が所有していた土地・建物等の資産に対する固定資産税・都市計画税の納税義務は、法定相続人に引き継がれます。 相続が決定し、新しい所有者が確定するまでの間、相続人を代表して税金の管理を行っていただく方。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類の写しの提示	資産税課 ☎ 0467-81-7140 所有権移転登記について 横浜地方法務局湘南支局 ☎ 0466-35-4620

MEMO

4. 税金に関する手続

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続 ① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、 お問い合わせください。
	問い合わせ先
	収納課総務担当 ☎ 0467-81-7138

手続 ② 相続人等への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、 お問い合わせください。
	問い合わせ先
	収納課総務担当 ☎ 0467-81-7138

5. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた

手続 証書の返却

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証等をご返却ください。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	介護保険課 ☎ 0467-81-7165

65歳以上の方

手続 介護保険料の納付または還付

手続詳細	期 限
介護保険料を再計算します。その結果、介護保険料の支払いが必要な方は納付書をお送りしますので、期限までにお支払いください。介護保険料が還付となる場合は、還付手続に関する通知をお送りします。	【納付が必要な場合】 納期限まで 【還付となる場合】 還付通知が届いてから2年
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【納付が必要な場合】 ☐ 介護保険料納入通知書（納付書） 【還付となる場合】 ☐ 預金通帳等（相続人の口座情報がわかるもの） ☐ 印鑑（相続人のもの）	介護保険課 ☎ 0467-81-7165

6. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

障害児福祉手当を受給していた

手続 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

特別障害者手当を受給していた

手続 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

茅ヶ崎市重度障害者福祉手当を受給していた

手続 茅ヶ崎市重度障害者福祉手当受給資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が茅ヶ崎市重度障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院）	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続

心身障害者扶養共済制度の年金を受給または制度に加入していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 年金支給請求書、加入証書・口数追加証書、加入者の死亡診断書、加入者の住民票（除票）、年金を受給予定している方の住民票、（年金管理者がいる場合には年金管理者の住民票）の提出

手続詳細	期 限
掛金を支払っていた方（加入者）が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	年金を受給する方または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 加入証書・口数追加証書（もしくは紛失届） ☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金管理者がいる場合には年金管理者の住民票	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続 弔慰金支給請求書、加入証書・口数追加証書、加入者の住民票、年金を受給予定していた方の住民票（除票）の提出

手続詳細	期 限
加入者の生存中に年金を受給予定していた方（障がい者）が亡くなられた場合、弔慰金の請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	年金加入者または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 加入証書・口数追加証書 ☐ 加入者の住民票 ☐ 年金を受給予定していた方の住民票（除票）の提出	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡届、年金受給権者の住民票（除票）、年金証書の提出

手続詳細	期 限
—	速やかに
	手続可能な人
	年金管理者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金証書（もしくは紛失届）	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続 重度障害者医療証の返却および茅ヶ崎市重度障害者医療証変更申請書の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費の助成を受けていた場合、死亡日をもって資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度障害者医療証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続

福祉タクシー利用券が交付されていた

手続 福祉タクシー利用券の利用者資格喪失届と、未使用分の福祉タクシー利用券の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券を交付されていた場合、死亡日をもって資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー利用券があれば返却となります。	—
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー利用券	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

自動車燃料費の助成を受けていた

手続 自動車燃料費助成の資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費の助成を受けていた場合、死亡日をもって資格が喪失となります。	—
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
—	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7159

MEMO

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7160

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもってサービスの支給決定を終了するため、障害福祉サービス受給者証の返却となります。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7160

地域生活支援サービスを利用していた

手続 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもってサービスの支給決定を終了するため、地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	—
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障がい福祉課 ☎ 0467-81-7160

7. こどもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 受給者変更手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続が必要となります。また、児童が亡くなられた場合も手続きが必要です。ただし、亡くなられた児童が市内に居住していた等、手続きを省略できる場合があります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ 受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 支給対象児童の金融機関の通帳またはキャッシュカード	【受給者が亡くなられた場合】 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先 こども政策課 ☎ 0467-81-7169

児童扶養手当を受給していた

手続 受給者喪失、変更手続、手当額改定手続

手続詳細	期 限
受給者または支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。また、未支払いの児童扶養手当の請求や受給者変更、手当額改定の手続が必要となります。	原則、亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 支給対象児童または受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者（受給者） 【受給者が亡くなられた場合】 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先 こども政策課 ☎ 0467-81-7169

小児医療証を交付されていた

手続 小児医療証の返還、消滅の手続

手続詳細	期 限
小児医療証を交付している対象小児が亡くなられた場合、その小児医療証は死亡日の翌日から失効となりますので、返還または破棄してください。 小児医療証を交付している対象小児の保護者が亡くなられた場合、手続は不要です。	—
	手続可能な人 対象小児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 対象小児の小児医療証	こども政策課 ☎ 0467-81-7169

ひとり親家庭等の福祉医療証を交付されていた

手続 ひとり親家庭等の福祉医療証の返還、消滅、変更の手続

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等福祉医療証の交付を受けている受給者、対象児童が亡くなられた場合、福祉医療証は死亡日の翌日から失効となりますので、福祉医療証の返還、消滅、受給者変更の手続きが必要になります。	—
	手続可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者（受給者） 【保護者が亡くなられた場合】 保護者（受給者）が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ひとり親家庭等福祉医療証	こども政策課 ☎ 0467-81-7169

7. こどもに関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

手続 受給者喪失、変更手続、手当額改定手続

手続詳細	期 限
受給者または支給対象児童が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。また、未支払いの特別児童扶養手当の請求や受給者変更、手当額改定の手続が必要となります。	原則、死亡日から14日以内
必要なもの	手続可能な人
☐ 支給対象児童または受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者（受給者） 【受給者が亡くなった場合】 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 0467-81-7169

お子さんが保育園・幼稚園に入園(申請)している（子育てのための施設等利用給付やほか補助金の交付を受けている等を含む）

手続 退園届・入所申請の取下げ・世帯構成の変更など

手続詳細	期 限
・保育園・幼稚園に入園（または申請）していた園児が亡くなった場合、退園届または認可保育所等入所申請取下書（兼認定取消申請書）が必要となります。 ・世帯に属する方、または同一住所にお住まいの方が亡くなった場合、世帯構成の変更などの手続が必要となります。	死亡日の属する月中
必要なもの	手続可能な人
—	園児の保護者
	問い合わせ先
	保育課 ☎ 0467-81-7172

8. 上下水道

①上下水道を使用していた

②下水道のみを使用していた（井戸水を利用していた）

手続 名義変更または閉栓手続、世帯人数の変更手続

手続詳細	期 限
①亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要となります。	①死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
②井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続が必要です。	②世帯人数が変更になった時点でご連絡ください。
	手続可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
—	①茅ヶ崎水道営業所 ☎ 0467-52-6151 （大代表） ②下水道河川総務課 ☎ 0467-81-7204

①し尿くみ取り式のトイレを使用していた

②浄化槽を使用しており、亡くなられた方が浄化槽管理者（※）であった

手続 ①し尿くみ取り廃止（変更）申請。 ②浄化槽管理者変更申請。もしくは浄化槽清掃および廃止申請。

手続詳細	期 限
①亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの廃止または、世帯人数の変更手続が必要です。	30日以内
②亡くなられた方が浄化槽を使用しており、浄化槽管理者であった場合、管理者が変更となる場合は変更手続、住居解体をする際には清掃および廃止の手続が必要です。環境保全課へ届け出てください。	手続可能な人
※浄化槽管理者 浄化槽の所有者・占有者等。各家庭では通常その世帯主となります。	新しく管理者となる方（廃止手続が必要な場合はご家族の方）
必要なもの	問い合わせ先
—	環境保全課 ☎ 0467-81-7177

9. その他

家財整理をしたい

手続 準備、搬入方法等

▼準備	期 限
廃棄する家財を市が発行している「ごみと資源物の分け方・出し方」に沿って分別してください。（日常的に集積場所に出せる量であれば集積場所に出してください。）	
▼搬入方法等	手続可能な人
搬入の際は、発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、各受付で提示してください。 ・ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ等）は環境事業センターへ【有料】 ・資源物（衣類・布類、古紙、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類〔指定8品目〕）は茅ヶ崎市資源分別回収協同組合または、寒川広域リサイクルセンターへ【無料】 ※危険物等の処理困難物は、搬入できません。 ※発生場所（住所）が茅ヶ崎市外の場合は搬入できません。 ※遺品整理業者（一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない業者）が搬入することはできません。ご親族が搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。[市のホームページの【茅ヶ崎市一般廃棄物収集運搬許可業者名簿】をご覧ください]	ご親族の方
	問い合わせ先
	茅ヶ崎市環境事業センター 住所:茅ヶ崎市萩園836 ☎:0467-58-4299 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合 住所:茅ヶ崎今宿829 ☎:0467-57-8310 寒川広域リサイクルセンター 住所:寒川町宮山2524 ☎:0467-74-5547
必要なもの	
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	



【茅ヶ崎市一般廃棄物収集運搬許可業者名簿】



【ごみの出し方】

道路を占有していた

手続 道路占有許可の名義等変更手続

手続詳細	期 限
占有許可の名義等の変更をする場合は、道路占有者住所変更等届を提出し、手続を行ってください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	原則として相続人(代理人可)
必要なもの	問い合わせ先
【名義等の変更】 ☐ 道路占有者住所変更等届 ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路管理課 ☎ 0467-81-7191

水路用地または河川用地を占有していた

手続 占有許可の変更または廃止手続

手続詳細	期 限
水路占有許可を変更および廃止する場合は、書面での手続が必要となります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。 ※水路占有の様式については、市役所ホームページから取得できます。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	原則として相続人(代理人可) ※その他の方が手続きされる場合には、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
【水路占有許可の変更(相続される場合を含む)】 ☐ 水路占有者住所変更等届 ☐ 占有許可書写し ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) 【水路占有許可の廃止】 ☐ 水路原状回復届 ☐ 占有許可書写し ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) ※河川占有については、問い合わせ先までご連絡ください。	下水道河川管理課 ☎ 0467-81-7208

9. その他の手続

農地を相続する

手続 農地法第3条の3の規定による届出

手続詳細	期 限
農地を相続する際は農業委員会への届出が必要となります（農地法第3条の3）	おおむね10か月以内
	手続可能な人
	相続人本人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ☐ 位置図 ☐ 農地の権利を取得したことがわかる書類 ・相続登記完了の場合 ☐ 土地の全部事項証明書（写し可） ・相続登記未了の場合 ☐ 遺産分割協議書等の写し 【代理申請の場合】 ☐ 届出書と同じ認印押印の委任状	農業委員会事務局 （本庁舎3階） ☎ 0467-81-7214

市営住宅に入居していた

手続 市営住宅の明渡しまたは承継の手続

手続詳細	期 限
市営住宅にお住まいの方が亡くなった場合は、次の手続が必要ですので、建築課へお問い合わせください。 ・同居人が名義を引き継ぐ場合は、入居承継申請手続が必要です。なお、名義を引き継ぐには条件があります。 ・入居承継ができない、またはしない場合は住宅の明渡し手続が必要です。 ・入居名義人以外が亡くなった場合は入居者異動届の提出が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
・問い合わせ先にご確認ください。	建築課 ☎ 0467-81-7195

犬を飼っている

手続 犬の登録事項変更（飼い主）

手続詳細	期 限
亡くなった方が犬の飼い主として登録されていた場合、飼い主変更の届出が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	新たな犬の飼い主
必要なもの	問い合わせ先
・登録状況により異なるため、お問い合わせください。	保健所衛生課 ☎ 0467-38-3317

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証等やその他、勤務先から貸与を受けていたものをご返却ください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽおよび勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 管轄の年金事務所に直接ご確認ください。 【手続先】 管轄の年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 藤沢税務署 ☎ 0466-22-2141
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市役所外での手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続	茅ヶ崎警察署 ☎ 0467-82-0110
小児慢性特定疾病医療受給者証	☐	返納手続	平塚保健福祉事務所 保健福祉課 ☎ 0463-32-0130
特定医療費（指定難病）医療受給者証を持っている	☐	返納手続	茅ヶ崎市保健所 保健予防課 ☎ 0467-38-3315
肝炎治療受給者証を持っている	☐		
被爆者健康手帳を持っている	☐	被爆者死亡届の手続など	
次のいずれかを持っている ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	☐	神奈川県へお問い合わせください。	神奈川県 がん・疾病対策課 難病対策グループ ☎ 045-210-4777
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 藤沢税務署 ☎ 0466-22-2141
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	横浜地方法務局湘南支局 ☎ 0466-35-4620
126cc 以上のバイク・普通自動車	☐	廃車・名義変更	湘南自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2038
軽自動車	☐	廃車・名義変更	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3119
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続が進めやすくなります。

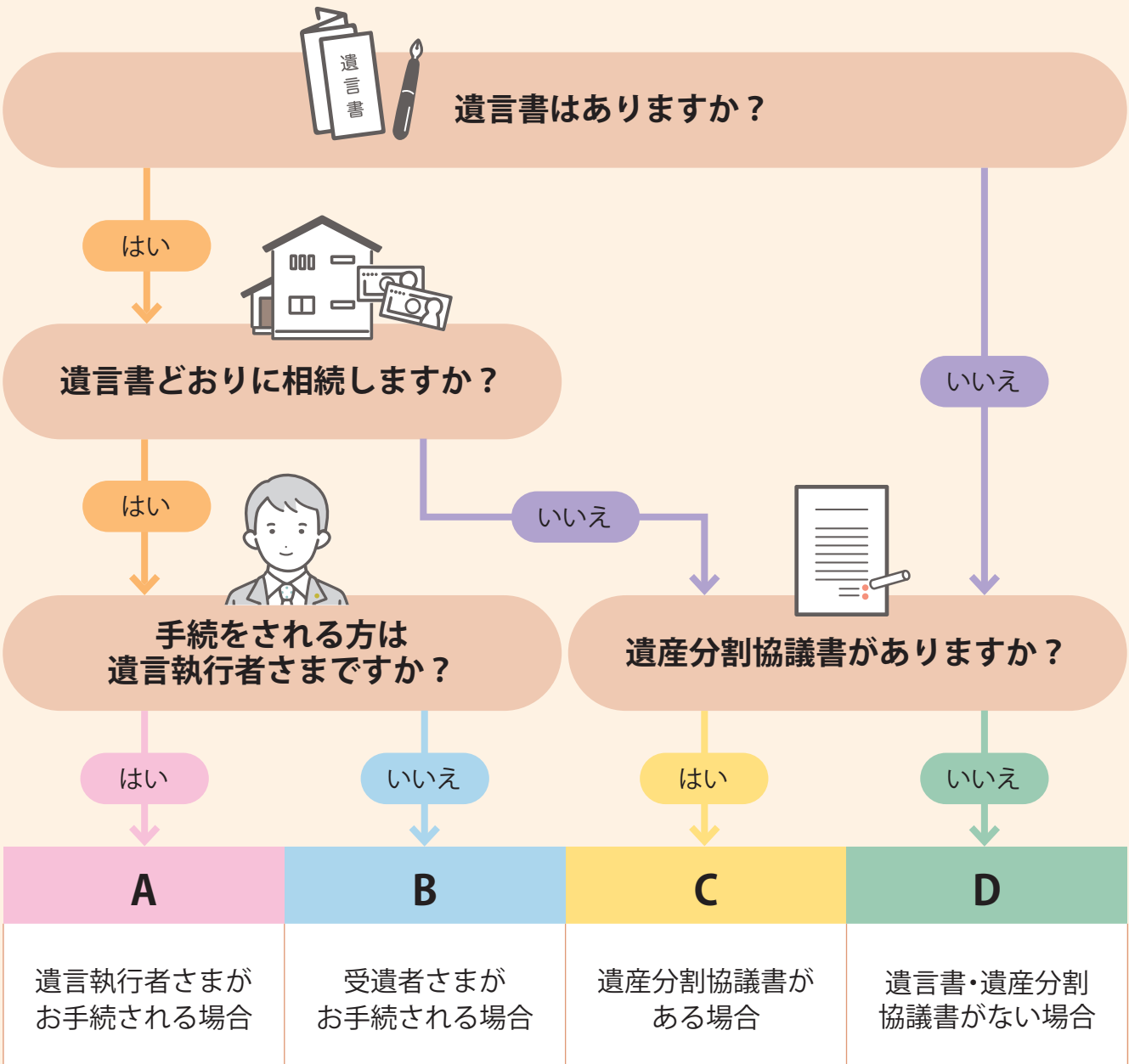
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

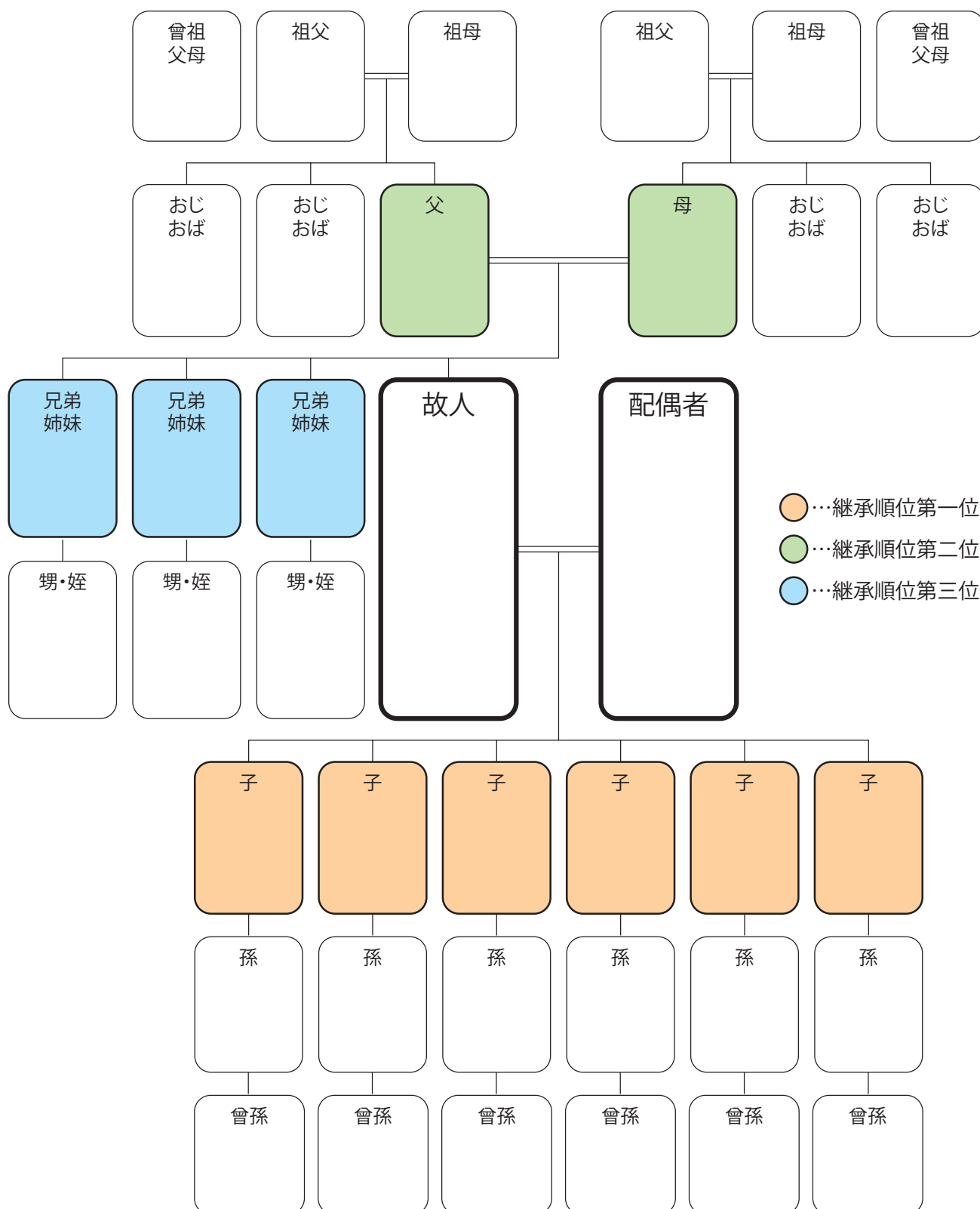
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

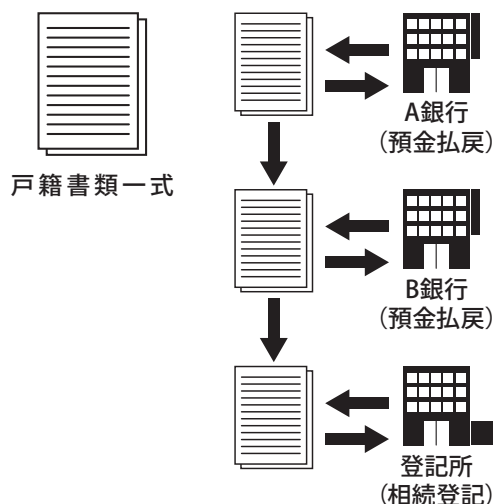
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

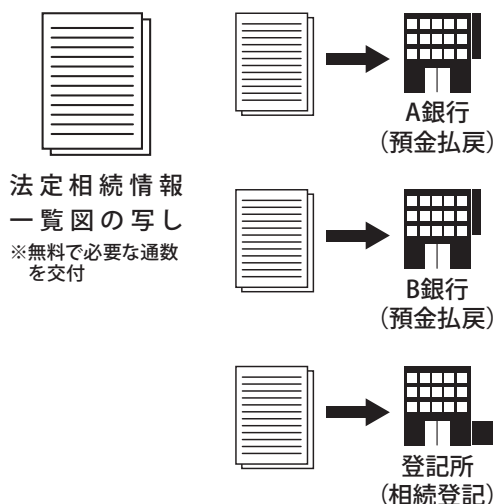
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和

年

月

日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日

年

月

日生

電話番号

—

—

(宛先)茅ヶ崎市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO



こんなお困りごとは ありませんか??

- ☑ 相続が発生したが
どこから手をつけて良いのか分からない
- ☑ 親が亡くなったので不動産の名義変更がしたい
- ☑ 銀行預金を相続したいが
どうしたらいいのか分からない
- ☑ 相続に必要な手続きをすべて行ってほしい
- ☑ 借金を相続したくない
- ☑ 誰が相続人か分からない
- ☑ 未成年や認知症の相続人がいる

～私たちが大切にしているポイント～

当事務所にご依頼いただくと、『速やかに手続きが完了する』『正確で誤りがない』『戸籍の記載を読み取り、複雑な親族関係の把握が可能』『必要に応じて各役所にて戸籍や住民票の代理取得が可能』などのメリットがあります。ご費用につきましても、明確かつリーズナブルであることを心がけ、ご納得の上でご依頼いただけるよう心がけております。



**ご相続に関する
お悩みがございましたら
どんなことでも
まずはご相談ください**

司法書士法人シーガル法務事務所では
充実の実績とノウハウで誠心誠意サポート致します

お任せ
ください

- 戸籍収集
- 相続財産調査
- 預貯金相続
- 相続放棄
- 相続人調査
- 遺産分割協議
- 不動産名義変更
- 遺言書 など

2010年に事務所を開業して以来、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市など湘南エリアを中心に、地域密着の法律家として、身の回りの法律問題の解決などをお手伝いさせていただいております。



いけだ まさひろ
司法書士 池田 将史

神奈川県司法書士会湘南支部所属 登録番号1575号
簡裁訴訟代理関係業務認定会員 認定番号701019号
一般社団法人家族信託普及協会 家族信託専門士

① 無料相談

初回の相談は無料です。60分間じっくりとお困りごとをお話し頂けます。

② 地域密着でご奉仕

地域密着を理念に地元のみならずのお役に立つことを目標としています。フットワークを重視し、スピーディーな処理を心掛けています。

③ ワンストップ対応

弁護士、税理士、測量士、FP、不動産鑑定士、保険コンサルタントなど、様々な専門家とのネットワークを駆使して、ご相談に対応します。

さまざまな問題に寄り添い一緒に解決していきます 〈完全予約制／土日も面談可／秘密厳守〉

司法書士法人 シーガル法務事務所

〈代表〉司法書士 池田 将史

完全予約制  **0120-952-061**

【受付時間】9:00～18:00／土日祝休 【電話】0466-97-1196

相続・遺言・遺産整理・家族信託

<https://seagull-office.com>

総合サイト



借金を相続したくない方

<https://shonanhouki.com>

湘南相続放棄相談センター



地域密着の“法律家”がサポート

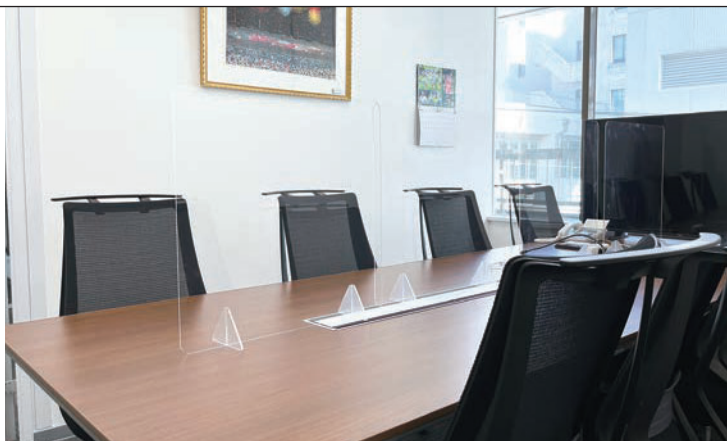


【所在地】藤沢市辻堂1-3-13 江戸惣ビル5階



湘南野村綜合法律事務所

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。
相続等に関するお手続きにお困りの際は、
どうぞ、お気軽にご相談ください。



遺産分割の進め方、不動産の処分、遺言書の取り扱いなど、
お困りごとは何でもご相談ください。

遺産分割

ご本人が遺言書を作らずお亡くなりになった場合、遺産を分割するために必要となる協議書の作成のご相談をお受けしております。

相続人同士での話し合いによる解決が難しい場合、遺産の状況を確認したい場合など、ご相談ください。

代表弁護士
野村 俊介

(神奈川県弁護士会所属)



〔経歴〕

藤沢市出身。2009年弁護士登録。
横浜市、川崎市内法律事務所を経て2016
年4月、藤沢市内で湘南野村綜合法律事
務所を設立。

神奈川県弁護士会高齢者・障害者の権利
に関する委員会 所属

(福)鎌倉市社会福祉協議会法人後見審査会 委員長
寒川町空家等対策協議会 委員

弁護士ドットコムに掲載中

完全個室の相談スペースで、プライバシー
を守ります。事務所周辺にはコインパー
キングも多くありますので、お車でご来所
いただくことも可能です。

成年後見

ご高齢の方や障がいをお持ちの方の身上監護・財産管理を
行う成年後見制度について、ご相談をお受けしております。
相続の際、ご自身では遺産分割の話し合いが難しい方がい
らっしゃる場合にも、同制度のご利用をご検討ください。

遺言・遺留分

ご自身が亡くなった場合に備えて、財産の処分の仕方を定め
る遺言書作成についてご相談をお受けしています。

遺言書が見つかり、その内容が相続人間で著しく不公平な
場合など、遺言の内容について確認したい場合にもご相談
ください。



〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-7-4
MORIビル3階B「藤沢駅」南口徒歩5分



—— お一人で悩まず、お気軽にご相談ください ——

湘南野村綜合法律事務所

TEL 0466-54-7302

(受付時間：9:00～17:00)

<https://shonan-nomura-law.com/>



2024.1時点

いつかは「墓じまい」 しなければいけない・・・

遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない

後継ぎがおらず今後は心配



そのお悩み、わたしたちにおまかせください！



お墓の引越し



墓じまいくん

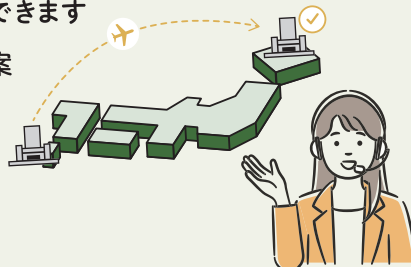
日本全国
どこでも対応

10,000カ所
以上から最適な
供養先を提案

専門スタッフ
が代行

お墓の引越し & 墓じまいくん 5つの特徴

1. 地方や郊外にあるお墓でも簡単に「墓じまい」ができます
2. あらゆる選択肢から最適な供養先をプロがご提案
3. 全国の樹木葬・永代供養墓・海洋散骨・納骨堂・一般墓をご案内可能
4. ご自身で行うよりもスムーズに執り行えます
5. 寺院との交渉や役所の手続きもお任せください



お見積り・
ご相談無料

まずはお気軽にご相談ください

詳細はホームページへ



0120-260-353

受付時間：9:00～18:00 HP：<https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元：株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F

当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

まずはお電話でご相談下さい



携帯OK

つながりやすさ

0120-29-8343

相続税申告は

地元茅ヶ崎の
税理士法人はるか
におまかせください



税理士事務所に相続税申告を
頼むと高いって聞くけど...

税理士法人はるかは相続税の申告書作成を
20万円(税込22万円)からお受けしております。
ホームページの料金表をぜひご覧ください→



税理士事務所って
なんだか敷居が高そう...



申告が必要かどうかのご確認だけでも
ご遠慮なくお問い合わせください。
初回相談無料です！

税理士をはじめ
スタッフは全員女性の
相続税専門事務所です。



税理士 稲葉 裕郁



税理士法人はるか

茅ヶ崎市共恵 1-7-3WAVE 湘南 1 階 A 号室
(茅ヶ崎駅南口 徒歩 3 分)

<https://shonan.harukatax.com/>

☎0120-29-8343 または ☎0467-40-5910

LINE



@harukatax

 Four seasons Land

湘南で創業21年以上
不動産相続のご相談お受けします。

顧問弁護士

顧問税理士

司法書士

プロの不動産売却サポートチームが
ご質問をお受けします

秘密厳守

無料相談

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町11-13
茅ヶ崎駅北口 徒歩3分

 0120-82-5050



不動産売買 株式会社フォーシーズンズランド

免許番号 神奈川県知事 (5) 第24919号

どんな小さな
お困り事でも **お任せください!**

不用品回収

片付け整理

引っ越し

おそうじ代行

庭仕事代行

大工仕事代行

ご相談
お見積り
無料



便利屋! お助け本舗の安心信頼システム
お助け本舗

24時間
365日
スピード対応

明朗
料金

損害保険
加入

全国
ネットワーク
220店舗

神奈川 茅ヶ崎店

神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘4-24

0120-608-365

土・日・祝日も対応しています!
お気軽にお問合せください!!

古物商許可番号: 第452670008290

<https://otasuke608.com>

info@otasuke608.com

一般廃棄物の収集運搬
は、許可事業者提携し
て行っております。



詳しくはホームページで
ご覧ください↓↓↓

お助け本舗 茅ヶ崎

検索



**湘南地域
密着**

お困りごとはありませんか？

茅ヶ崎市 岡田屋

検索

お電話一本ですぐに駆け付けます！

- ✓ 最短 30 分で到着
- ✓ 最短当日に作業開始！
- ✓ 安心の低価格
- ✓ 東京・神奈川のご依頼もお任せください！

専門資格を多数所持
引っ越し、水漏れ、庭のお掃除 etc...
お役に立てること、
なんでもお手伝いします！

不用品回収
買取

ゴミ屋敷
清掃

便利屋
サービス

遺品整理
生前整理

特殊清掃



・遺品整理・生前整理



遺品整理士の私がお遺族に代わり故人の思いを大切に一つ一つ丁寧に整理致します。一部屋から一軒家までお任せ下さい。生前整理もお手伝い致します。



・不用品回収 (一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者に提携して行っております)

もう使わなくなった家電製品、家具、処分にお困りの物など不用品整理・片付けを致します。少量でも大量でもご対応可能です。お品物によっては買取も可能です！



・便利屋事業

生活にまつわるお困りごと、人手が足りない時、ちょっとお願いした時、どんなことでもお手伝い致します。

例 断捨離、家具移動、庭掃除、掃除代行、買い物代行、代理出席、付き添い、話し相手など、その他なんでも



岡田屋

神奈川県茅ヶ崎市堤1996-1

お見積り無料、お気軽にご相談ください。

即日対応OK！

ニ リ ゴ ミ ナ シ



0120-28-5374

年中無休(土日も営業) 営業時間 8:00~20:00

<https://benri-okadaya.com>

遺品整理士 第IS09095号 / 事件現場特殊清掃士 第CSC01998号 / 第二種電気工事士 第115098号
消防設備士甲種4類 第214428000081号 / 消防設備士乙種6類 第214428000081号
産業廃棄物収集運搬業許可 許可番号01403235759 / 古物商許可 第452670009414号

各専門家と連携し、すべての**相続手続き**を **ワンストップ**で承ります

相続の手続きは、相続税の申告期限は相続発生日から 10 ヶ月です。
平日のみ対応など日数や時間の制約が多く、加重的負担となります。
面倒な手続きはすべて、中尾一英税理士事務所にお任せください。

相続に関する主な手続き ※各専門家と連携してサポートいたします

- ☒ 戸籍の収集
- ☒ 金融機関の手続き
- ☒ 財産目録の作成
- ☒ 不動産の名義変更
- ☒ 遺産分割協議書の作成
- ☒ 相続税の申告 など



相談・見積無料

初回相談料は一切かかりません。不安なことや些細なことでも、
お気軽にお電話ください。

コストを節約

財産を大切にお守りするためには、手続きに関わる
費用も重要です。小さな事務所だからこそ可能な、
低価格なご予算で対応いたします。

通話料無料



中尾一英税理士事務所

☎ **0800-800-2850**

✉ info@nakaotax.com

藤沢市遠藤 847-7



元銀行員税理士です

発	行	茅ヶ崎市	
編集／制作		株式会社鎌倉新書	
発	行	年	2025 年 6 月
電	話	0467-82-1111(代表)	

